

令和4年度第8回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年11月4日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第51号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第52号 農地の転用の許可の申請について

議案第53号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第56号 非農地通知交付申請について

議案第57号 農用地利用集積計画について

議案第58号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第37号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第38号 現況証明願について

報告第39号 農地の転用のための届出の受理について

報告第40号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎

30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英

35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員
(農業委員)
6番 神谷 六雄

(農地利用最適化推進委員)
23番 中根 浩司、26番 川澄 秀世

5 出席事務局職員等
農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事、事務員
農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、6番の神谷 六雄委員、23番の中根 浩司委員、26番の川澄 秀世委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは17番の片岡 幸雄委員と18番の近藤 靖一委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第51号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

柴田(若) 委員：申請番号30、31、32、33番 調査年月日は令和4年10月31日。また、9月に業者と打ち合わせを行い、予め調査を行いました。業者に申請の計画が本当に正しいか、当事者同士の合意はできているかについて確認しております。パネルの下で耕作をするかについて、光が半分しか入らないため一般の作物では難しいということで、センリョウという花を栽培するそうです。業者には、収穫は数年後になりますが、しっかり耕作するという確認ができております。地域農業への影響について、この地域は10軒程しか民家がなく、農業を行う人が少なくなっているため、荒れた遊休農地が多く、住民も困っている状況です。そこで、業者が住民一人一人を訪問し、事業の説明を行う中で、賛同した3名の方と契約を結び、申請に至ったということです。一方で不安に思

われている住民もいらっしゃったため、業者に計画の安全性をしっかりと確認し、特に問題となることはないと思われまます。地主の方は、現在荒れて手に負えない農地を、草刈りし、耕作してもらえるとということで、ぜひやってもらいたいと賛成しています。そのため、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享） 委員：申請番号 34、35 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 30 日。申請者が定年退職し、本格的に農業を始めたいということで農地を探していたところ、地元の生産組合の方と話がついたため、申請に至ったということです。現在所有している農地の隣地であり、通作距離は自宅から 1 km、車でおおよそ 5 分程の距離にあります。農業機械については、トラクター、軽トラック、耕運機を所有しています。地域農業との調和性も図られ、その他問題となるところもありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 1 日。本案件は、申請者が空き家に付随した農地を購入して耕作するものです。長年空き家になっており、農地も荒れた状態ですが、今回空き家に住み、農地を購入して農業を始めたいということで、現地で譲受人に聞き取りを行いました。耕作意欲もあり、調査項目に問題となるところもありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 30 番から 33 番の案件について、これは国が推し進める再生可能エネルギー事業の内容だと思えますが、太陽光発電の設置について、光が眩しい、反射で熱いといった問題があるということをお耳にします。その中で、今まで太陽光発電を設置して何か問題が起きたことがあったのか、また、今回の業者は岡崎市以外にも手広く事業を行っているのかについて教えてください。

事務局：1 点目の質問について回答いたします。太陽光発電にも 2 種類ございまして、パネルの下部で耕作を行う営農型太陽光と、耕作をせずに永久転用という形で行う太陽光とあるのですが、両方のケースにおいて、農業委員会の方に許可後に問題があるとの報告は聞いておりません。2 点目の質問についてですが、今回譲受人となっている業者は、豊田市に本社がありまして、岡崎市の前に豊田市の方で営農型太陽光の申請を出しております。豊田市にも確認をとりまして、1 年程前に農業委員会で許可を出したとのことで、現在の耕作状況を確認しましたが、全く問題ないという回答を受けております。

酒井（功） 委員：地上権の設定ということですが、期限は決まっているのですか。

事務局：今回の申請が営農型太陽光ということで、3 年更新という形をとっています。下部

の農地で耕作を行うという前提で許可を出すため、その確認が3年に1回入るようなイメージです。また、3条だけでなく5条の方にも申請が出ておまして、3条で出ている案件については、上空で設置するパネル部分の申請、5条で出ている案件については、支柱部分の申請となっています。そして、今回耕作を行うのが、また別の事業者になりまして、議案第57号の相對の中の番号2番から5番で挙がっております。こちらの申請人については、3条の譲受人である業者の農業部門が立ち上げた会社であり、その会社が利用権設定をして耕作を行っていくような形になっております。

加藤（健） 委員：同じく申請番号30番から33番についての質問です。岡崎市において営農型太陽光発電は何箇所で行われているのか、また、それぞれにおいてどのような作物を栽培しているのかについて教えてください。

事務局：事例としては、今回が市内で5事例目になります。過去に許可した事例として、六ツ美地区に2箇所ありまして、作物に関しては、1つが水稻、もう1つがイモを栽培しています。水稻の方は、収量もしっかり確保できており、基準となる地域の平均単収の8割は確保しているという報告を受けております。イモについては、もともとシソを栽培しておりましたが、平均単収の8割を確保するのが難しいということで、事務局から指導を行いまして、現在はイモを栽培し、順調に育っているとのこと。東部地区にも1箇所ありまして、イモを栽培しており、問題はありません。また、北部の方にも1箇所ありまして、シイタケを栽培しております。こちらは1年程前に許可した案件ですので、成果について正確には把握できていませんが、問題があるということは聞いておりません。

山内 委員：同じく申請番号30番から33番についての質問です。農地を借りて耕作するということで、農家の資格要件がかかってくると思われるのですが、今回の譲受人は要件を満たしているのでしょうか。また、許可の期間について教えてください。

事務局：許可の期間は3年間になります。そして、3年ごとに再度許可という形になるので、仮に許可後に全く耕作してないという話になれば、3年後には許可ができなくなり、撤去をしていただくことになります。また、譲受人の方が耕作できるかという質問ですが、今回利用権設定されている会社について豊田市にも確認しまして、多くの農地を問題なく耕作されていると聞いております。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 52 号を議題いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

近藤(靖) 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 29 日。本案件は、申請人が土地を相続した際に、農地転用をしていないことが分かり、許可を得て宅地に変えたというものです。愛知県の土地収用により移転することとなり、農地法の許可を受けずに農地に家を建築してしまったそうです。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 14 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 28 日。本案件は、登記上畑となっている土地を宅地に変えるための申請です。現場を確認したところ、畑ではなく、砂利とコンクリートが敷いてありました。周辺は住宅地になっているため、地域農業への影響もありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 53 号を議題いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 12 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

ます。

石川 委員：申請番号 65 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 30 日。申請当事者の氏名は別紙議案書記載のとおりです。本案件は、現在社会福祉事業を営んでいるが、特別養護老人ホームへの進入通路が狭く業務に支障が出ているため、申請地を転用して進入路を拡幅したいというものです。転用の必要性、妥当性、确实性については適。申請地の状況は畑で不耕作地となっております。農地区分は第 1 種農地であります。最寄りの集落からの距離は 50m 以内で、その他の調査項目についても問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 66、67 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 29 日。本案件は、岡崎市発注の下水道工事、配水管布設工事を請け負ったが、工事資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。申請地の状況は畑となっておりますが、作付けはされておられません。過去にも同じように資材置場として利用されていたようですが、近隣の方から何か問題があったということは聞いておりません。その他調査項目に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 68 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 29 日。本案件は、現在賃貸住宅に住んでいるが、子どもが生まれると手狭になるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。現地を確認しましたが、住宅地の間に畑が部分的にあるのみです。譲渡人と譲受人の間に親戚関係はありませんが、都市計画法第 43 条第 1 項に該当する申請となっております。調査項目に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（若） 委員：申請番号 69、70、71、72 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 31 日。先程発表した農地法 3 条案件と同じ場所になります。現在耕作されていない遊休農地を活用した太陽光発電事業を行っていききたいという申請になります。転用の必要性については適です。申請地の状況は田が管理されていない状態です。集落からの距離について、申請地は集落の目の前にありますが、目の前にある住宅の方から、小さい子どもがいるためパネルの中に入って怪我をしないか、また、反射が眩しくて耐えられないのではないかとといった不安があるということで、業者との話し合いの場を設けました。その中で、最近のパネルは反射が少ないため問題はないこと、そして、子どもが中に入れないように猪対策用の柵を活用し、入口は常に閉めることを話され、住民の方も納得されました。周辺農地への影響に関して、パネルに雨が当たり、そのまま周辺の用水路に大量に流れ込むのではないかとという心配もありましたが、業者によると、半分はパネル内に収まるため問題はないということでした。もし、砂が用水路に流れて埋まるような場合には、業者が責任を持って対処をするとのことでした。センリョウの栽培ですが、実をつけるまでがなかなか難しく、収量がしっかり確保できるか不安ではありますが、耕作意欲はあるようですので、頑張ってもらいたいと思います。その他調査項目に問題となるところは

ありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享） 委員：申請番号 73 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 24 日。調査員の神谷委員が本日欠席のため、27 番柴田が代わりに調査内容を発表します。本案件は、申請人が家族 3 人で暮らすアパートが手狭になったため、母親が所有する申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地は畑となっておりますが、遊休化していたところでもあったそうです。町内役員ほか隣地関係者に調査しましたが、地域農業への影響ほか調査項目に問題はないとのこと。9 月下旬に農地法の勉強不足で申請人が事前着手しましたが、こちらの指摘で工事を中断し、今回、始末書も提出され、工事は許可が出るまで中断されております。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可となっております。

杉浦 委員：申請番号 74 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 24 日。本案件は、父親の所有する土地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は不耕作地となっております。申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響、被害防除措置等について問題ないことを確認済みです。その他問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享） 委員：申請番号 75 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 23 日。調査員の川澄委員が本日欠席のため、27 番柴田が代わりに調査内容を発表します。本案件は、妻の実家に間借りして生活する申請者が、子どもの成長に伴い手狭になったことから、父の所有地に分家住宅を建築したいというものです。申請当事者の氏名は議案書のとおりです。現況は田となっておりますが、調査の結果、周辺農地への影響もなく、町の高齢化の改善に貢献できると考えるそうです。その他問題となることはないことから、調査員総合意見としては可となっております。

三浦 委員：申請番号 76 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 23 日。本案件は、現在自宅への進入路として利用していた土地が、土地所有者との契約解除に伴い利用できなくなったことから、申請地を車庫への進入路及び転回スペースとして転用したいというものです。申請地のほかに雑種地を購入して車庫を建築し、一体的に利用するとのこと。申請地は現在不耕作地であり、申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響、被害防除措置等について問題ないことを確認済みです。その他問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

高木 委員：申請番号 69 番から 72 番についての質問です。添付資料の図面を見ると、暫定レイアウトと書いてありますが、正確な寸法でなくても良いのでしょうか。

事務局：今回のケースのように借りてパネルを設置する場合、立会いをして詳しく寸法を確定するといった測量はされないのが一般的だと思います。そのため、数cmの誤差はもしかしたら発生する可能性があります。法務局に登録することはないため、問題はないと考えております。もちろん、隣接の方には説明をして同意を得ています。

酒井（功） 委員：関連した質問で、支柱部分の面積はパネル部分の面積から除かれていると考えて良いのでしょうか。

事務局：パネル部分と支柱部分はそれぞれ別物で、両方の面積を足した合計が太陽光発電設備の面積となります。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第54号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号5番 調査年月日は令和4年10月25日。申請人は別紙議案書記載のとおりです。本案件は、申出事由の生じた方が、死亡により農業に従事できなくなったことによるものです。調査の結果、今まで知人の助けを借りながらよく耕作を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 55 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

新實 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 23 日。本案件は、農業を営んでいる被相続人から農地を相続し、特定貸付を行っていくものです。現地調査及び本人への聞き取りにより、申請地において農地がしっかり耕作されていることを確認しました。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 56 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

近藤(靖) 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 27 日。相続した土地ですが、現状は周りが山林化しており、農地に復元することは困難な状況です。山林として管理していくことが好ましいと判断し、調査員総合意見としては可といたします。

杉浦 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 23 日。現地確認により、当該地は人が立ち入ることが困難な状態です。今後農地として復元することも難しいと思われるので、調査員総合意見としては可といたします。

石川 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 23 日 調査員の中根委員が本日欠席のため、1 番石川が代わりに調査内容を発表します。現地を確認したところ、申請地は山林化しており、今後農地として利用することは不可能な状況であったとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第 57 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に議案第 58 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について | 3件 |
| 現況証明願について | 1件 |
| 農地の転用のための届出の受理について | 4件 |
| 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 17件 |

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 41 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (17 番)

岡崎市農業委員会委員 (18 番)